

令和2年度 奈良県私立学校授業料減免制度について

<制度の概要>

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校（通信制課程を除く。）に在学する児童・生徒の学費を負担している保護者が、経済的理由による解雇及び倒産により失職した場合（※）に授業料を免除する制度です。

ただし、この制度は学校が授業料を減免することが条件となっています。（減免額も学校により異なります。利用する場合は、学校に減免制度があるかご確認ください。）

（※）令和2年度に限り、収入減少（会社の経営状況の悪化等により総所得金額が前年より2分の1以上減少）の場合も対象となります。

<補助の対象となる方>

1. 授業料を負担している保護者が奈良県に在住していること
2. 奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び三重県の私立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校に在学していること（全日制及び定時制の学校が対象）
3. 補助を受ける年度中に対象児童・生徒が休学、退学していないこと
4. 解雇、倒産又は収入減少の事実が発生した年の収入から算定される道府県民税・市町村民税所得割額が一定額以下であること

【令和2年1月～令和2年12月の収入状況】

道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が

非課税又は257,500円未満の世帯

担 当：奈良県文化・教育・くらし創造部
教育振興課 私学係

TEL：0742-27-8347